



熊本県公報

第12174号
平成24年12月18日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2

公 告

- 公共測量の実施…………… (監理課) 2
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 2
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 3

告 示

熊本県告示第1308号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援施設 くすの木 山鹿市南島1436番地1	株式会社K・N・Kコーポレーション 山鹿市南島1436番地1 小坂 紀久子	平成24年12月21日	4310500279	就労継続支援A型

熊本県告示第1309号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字熊ヶ谷2071番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字熊ヶ谷2071番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇公園下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字下野字山田 147番23地先から 同所 147番37地先まで	107.0	一括交安

2 供用を開始する期日 平成24年12月18日

公 告

熊本県公告第646号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 航空レーザ測量	平成24年10月3日から 平成25年3月31日まで	熊本市市街化区域

熊本県公告第647号

球磨郡あさぎり町に事務所を置く上村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	浦上 輝	球磨郡あさぎり町上東1815番地2
理事	竹田 輝雄	球磨郡あさぎり町上南1120番地1
理事	溝口 秀人	球磨郡あさぎり町上南1226番地1
理事	浅生 孝	球磨郡あさぎり町上西1685番地
理事	重信 洋一	球磨郡あさぎり町上南3206番地2
理事	宮原 弘幸	球磨郡あさぎり町上南2255番地1
理事	山田 宗正	球磨郡あさぎり町上南2037番地
監事	宮原 明	球磨郡あさぎり町上西2473番地
監事	安達 金伍	球磨郡あさぎり町上東1804番地
監事	角田 敏道	球磨郡あさぎり町上西250番地
就任		
理事	浦上 輝	球磨郡あさぎり町上東1815番地2
理事	重信 洋一	球磨郡あさぎり町上南3206番地2
理事	溝口 秀人	球磨郡あさぎり町上南1226番地1
理事	浅生 孝	球磨郡あさぎり町上西1685番地
理事	山田 宗正	球磨郡あさぎり町上南2037番地
理事	中村 雄治	球磨郡あさぎり町上南2152番地
理事	山本 東一	球磨郡あさぎり町上西2447番地

監事	安達 金伍	球磨郡あさぎり町上東1804番地
監事	森元 正信	球磨郡あさぎり町上南1162番地
監事	濱村 清己	球磨郡あさぎり町上西10番地

熊本県公告第648号

県営九番地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 当該換地計画書の写しを縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
 平成24年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成24年12月19日から平成25年1月23日まで
- 2 縦覧の場所 玉名市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第649号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成24年6月29日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により天草市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
 平成24年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン天草ショッピングセンター
天草市亀場町食場740ほか
- 2 天草市の意見の概要
 - (1) 店舗前面の道路は小・中学校の通学路に指定されており、開店時刻の変更に伴い来客が駐車場を利用することができる時間帯が通学時間帯と重なるため、車両の出入りに当たっては、児童・生徒の安全確保が図られるよう必要な措置をとるよう努めること。
 - (2) 当該施設は騒音規制法に規定される特定施設を設置している事業所であり、特定工場等の騒音規制基準値が適用されるが、この基準において、午前6時から午前8時までは、午前8時から午後7時までと異なり、より厳しい基準が設定されていることから、これまで以上に騒音規制基準及び騒音の環境基準の遵守に努めること。
 - (3) 当該事業所の始業時刻が、前面の国道266号の通勤・通学のラッシュ時間帯と重なることで、騒音発生の可能性も高まるものと考えられることから、これを抑制し、周辺地域への騒音負荷を軽減するために、事業所において社員・取引業者等に対する環境教育の励行をはじめ、騒音防止対策を講じること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草地域振興局総務部総務振興課
平成24年12月18日から平成25年1月18日まで